

平成 25 年 2 月 25 日

コープ野村南流山式番街
居住者 各位

市川 誠 (1-705)

『コープ野村南流山式番街ホームページ』に関する法律相談の報告 他

皆さんに配布させていただいた私の 2 月 20 日付の『コープ野村南流山式番街ホームページ』に関するアンケートについて「近々に法律の専門家と相談して報告させていただくつもりです」と書きました。先日、弁護士の方に、管理組合理事会から私に送られた文書とそれに対する私からの回答、管理組合のアンケート、そしてホームページを見ていただいて相談しました。その内容などを報告します。

1. 法律相談の報告

(1) ホームページの内容について

ホームページは建物概要を含むトップページ、管理、くらし、住まい、リフォームの 5 つで構成されます。全ページを詳細に確認していただいたものではありませんが、マンションの概要や管理状況、住居のメンテナンスやリフォームなど生活の便利手帳的*な内容をわかりやすく伝えるもので、問題とするような内容は含まれないことの確認をいただきました。

一方、配布されたアンケートについてホームページを閲覧できない人が「何か、悪いことをやっているのではないか？」と誤認する可能性のあることが確認されました。

*: 全戸配布の青表紙の『明るい式番街』に収録の『式番街の暮らし』（平成 10 年 4 月）に生活上のルール、マナー、管理室の取扱い事項、防災、住まいの日常メンテナンスなどが記載されます。この冊子は私が自治会長を務めた時にまとめたものでホームページはこれを補うものであり、「生活の便利手帳」とされたのもわかります。

(2) 設問 11 について

「今後管理組合として、当マンションのホームページを規則・規約などを制定し、新たに開設すべきと思いますか？」という設問 11、具体的な内容が記されていないため、仮定として「個人の運営するホームページをマンション管理組合が規約などにより禁じることができるか」について説明いただきました。

憲法の規定を私人間に適用することを「私人間効力」といいます。日本国憲法 第 21 条の「1. 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」は国家が個人（私人）に保障する基本的人権の一つで、仮定としたホームページを禁じするような管理組合の規約は私人間効力の観点から法的に無効であるとのことです。